

普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐、機能強化に断固反対する意見書

在沖米海兵隊は、普天間基地の滑走路補修工事に伴ない同基地所属の空中給油機や輸送機等計13機の固定翼機を今年1月から約3ヶ月間嘉手納基地に一時移駐すると発表した。

同様な一時移駐は5年前にも行われ、嘉手納基地周辺住民から騒音の激化、基地被害の増加につながるとして中止が求められてきたにもかかわらず、今回再び嘉手納基地に一時移駐させることに対して地域住民は強い憤りを覚える。

在沖米海兵隊は、今回の一時移駐について「嘉手納基地統合案を示唆するものではない」としているが、普天間基地移設との関連で嘉手納基地への「統合」や「機能分散」移転など政府は公式に断念していない現状から、この事態を到底容認することはできない。

これまで、嘉手納基地周辺では日常的に戦闘機の飛行訓練やエンジン調整、即応訓練などに加えて外来機の飛来、戦闘機の事故等が発生し、住民の不安と恐怖は高まるばかりである。このような状況の中、さらに普天間基地所属の航空機が一時移駐することは、恒常的な騒音被害はもとより、航空機等の事故が懸念される。

今回の一時移駐を許せば、嘉手納基地の機能は強化され、危険性は一段と増大し基地周辺住民の負担が一層増加することは明白であり、これ以上の基地被害の増大は許すことはできない。

よって、読谷村議会は村民の生命・安全・財産・平穏な生活環境を守る立場から関係機関に対し、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐の中止を求め、下記事項を速やかに実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
- 2 普天間基地の嘉手納基地への「統合」「機能分散」を行わないこと。
- 3 嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年1月20日
沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使 沖縄防衛局長

普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐、機能強化に断固反対する抗議決議

在沖米海兵隊は、普天間基地の滑走路補修工事に伴ない同基地所属の空中給油機や輸送機等計13機の固定翼機を今年1月から約3ヶ月間嘉手納基地に一時移駐すると発表した。

同様な一時移駐は5年前にも行われ、嘉手納基地周辺住民から騒音の激化、基地被害の増加につながるとして中止が求められてきたにもかかわらず、今回再び嘉手納基地に一時移駐させることに対して地域住民は強い憤りを覚える。

在沖米海兵隊は、今回の一時移駐について「嘉手納基地統合案を示唆するものではない」としているが、普天間基地移設との関連で嘉手納基地への「統合」や「機能分散」移転など政府は公式に断念していない現状から、この事態を到底容認することはできない。

これまで、嘉手納基地周辺では日常的に戦闘機の飛行訓練やエンジン調整、即応訓練などに加えて外来機の飛来、戦闘機の事故等が発生し、住民の不安と恐怖は高まるばかりである。このような状況の中、さらに普天間基地所属の航空機が一時移駐することは、恒常的な騒音被害はもとより、航空機等の事故が懸念される。

今回の一時移駐を許せば、嘉手納基地の機能は強化され、危険性は一段と増大し基地周辺住民の負担が一層増加することは明白であり、これ以上の基地被害の増大は許すことはできない。

よって、読谷村議会は村民の生命・安全・財産・平穏な生活環境を守る立場から関係機関に対し、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐の中止を求め、下記事項を速やかに実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
- 2 普天間基地の嘉手納基地への「統合」「機能分散」を行わないこと。
- 3 嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を図ること。

平成22年1月20日
沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官 第1海兵航空団司令官